

現象学的還元と構成の問題

フッサール超越論的観念論の基本的構図

松井隆明

結局のところ、すべては現象学的還元という端緒となる方法に懸かっています。／新たな領域への門戸である還元の意味を逸すると、すべてを逸することになります（XXVII, 172 [講演「現象学と人間学」（1931）]）。

序

現象学的還元という方法にはある種の捉え難さがつきまとう。現象学的還元が世界の存在に関する普遍的な信念を遮断し、自然な態度から現象学的ないし超越論的態度へと態度を変更するという一連の操作であることは理解できるのだが、何のためにそうした操作が必要なのか、それにはどのような意義があるのかが理解できない、しばしばそう言われるのである。だが、これは奇妙な話である。一般的に言って、ある操作が何らかの方法であるならば、それは何かのための方法であるはずである。そして、ある方法を理解することによって、それが何のための方法であり、それがその目的にどのように役立つのかを理解することは本質的なはずである。したがって、現象学的還元という操作が何らかの分析のための方法なのだとして、この操作がどのようなものを理解していると言えるためには、この操作がどのような分析のための方法であり、その分析にどのように役立つのかということも理解していなければならないはずである。逆から言えば、現象学的還元という方法が何にどのように役立つのかを理解していないのであれば、現象学的還元がどのような操作であるかということを理解しているとは言えないのである。

ところで、現象学的還元が何のための方法なのかに関しては、全く手がかりがないわけではない。それどころか、それはある意味では自明である。すなわち、現象学的還元とは、そこにおいて諸対象が構成される純粹意識ないし超越論的主観性を明るみに出すための方法である、と。たとえば、現象学的還元という方法がはじめ

て提示された著作『イデーン I』では次のように言われている。

〔現象学的還元によって〕われわれは、本来的には何も失っていない。むしろ、絶対的存在全体を獲得したのである。この絶対的存在は、正しく理解されるならば、すべての世界内の超越物をおのれの内に含んでおり、それらをおのれの内「構成する」ものである。(III/1, 107 [§50])

したがって、現象学的還元とは何かという問いに真面目に答えようとするならば、「構成」の問題を避けることはできないはずである。

現象学的還元と構成の問題はさらに、「超越論的観念論」というフッサールの哲学的立場と密接に結びついている。フッサールは『デカルトの省察』（以下『省察』）において、自らの超越論的観念論が意味するのは「構成する志向性そのものを体系的にあらわにすること」であるとした上で、次のようにさえ言っている。

したがって、この観念論の証明は現象学そのものである。志向的な方法や超越論的還元、あるいはその両者がもつこの上なく深い意味を誤解する者だけが、現象学と超越論的観念論を切り離そうとすることができるのである。(I, 119 [§41])

かくして、現象学的還元と構成の問題は、彼の超越論的観念論を背景に理解されなければならないことになる。

現象学的還元によって可能になる、構成の問題にかかわる分析を「構成分析」と呼ぶならば、還元論においてまずもって問われるべき問いは次のようなものになるだろう。すなわち、現象学的還元という方法は構成分析をどのようにして可能にするのか、と。われわれはこの問いをさらに次のような問いへと具体化することにしたい。すなわち、還元は構成分析に対してどのような制約を課しどのような分析であることを要求するのか、そして、構成分析はそうした要求に対してどのような仕方で応えるのか、と。以下においてわれわれは、還元論と構成の問題に関するこれらの問いに取り組むことを通じて、フッサールの超越論的観念論の基本的な構図とでも呼びうるものを素描することを目指す。この目的のために、われわれは、以下の考察をできるかぎり公刊著作およびそれに準ずるものに依拠して行うことにする¹。

以下の考察は次のような手順をとる。われわれは、第一節において現象学的還元が構成分析に対してどのような要求を課すのかを明確化する。それは、われわれの志向性を分析することによって諸対象の意味を分析するという要求である。われわれは第二節から第四節において、構成分析がこの要求にどのように答えるのかを検

1. 本稿は、「ブリタニカ論文最終稿」、『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』第三部を公刊著作に準ずるものとして扱うことにする。

討していく。第二節ではまず構成分析の基本的な方針をまずは図式的なかたちで提示し、第三節では、構成分析が、われわれが諸対象にかかわる際にわれわれが従わなければならないある種の規則に関する分析であることを示す。そして第四節では、この規則の分析がいかにして諸対象の意味の分析になりうるのかという点を、構成的規則という概念を導入することによって明らかにする。

なお、以下でわれわれが検討する現象学的還元とは、いわゆる「超越論的還元」のことである。たしかに 1920 年代以降のフッサールは還元の複数の異なった仕方＝道 *Wege* を模索するようになる²。だが、還元のこれら三つの道は、いずれも超越論的還元へと至るための道として構想されていたものである (cf. VI, 177ff., 259 [Krisis §§51ff., 71])。この後者の点を考慮に入れるならば、還元論は、その中核をなす超越論的還元にかかわる部分に関しては、初期から晩年に至るまで一貫していると考えてよいと思われる³。それゆえわれわれは、以下では還元の各々の道に関する議論を考慮の外に置くことにする。

1. 現象学的還元が課す方法論的制約、および構成分析の課題

現象学的還元は、世界の存在に関する普遍的な信念を遮断する「超越論的エポケー」と、自然な態度から現象学的態度ないし超越論的態度への「態度変更」からなる一連の操作である。だが、これは実質的にどのような操作なのか。上で述べたように、われわれは、これがどのような操作であるかを理解することにとって、これが何のための操作なのかを理解することが不可欠であると考え。そこでわれわれは、現象学的還元とはどのような操作であるのかという問題を、還元は還元によって可能になる分析に対してどのような分析であることを要求するのかという観点から検討することにしたい。

フッサールは、エポケーという操作を説明する際、「遮断」や「括弧入れ」といった周知の比喩的表現に訴える。こうした表現は、エポケーが、エポケーによって可能になる分析に対して何らかの制約を課すものであることを示唆している。だが、それが実質的にどのような制約であり、またその制約がどのような成果をもたらすと見込まれているのかは、還元論が主題的に論じられる『イデーネー I』第二篇のような箇所からだけではあまり明白でない。そこで、研究者によって次のように言わ

2. cf. Kern 1962; Drummond 1975.

3. 超越論的還元と還元の三つの道の関係に関しては、A. D. スミスもわれわれと近い立場をとっているように思われる。彼の表現を借りるならば、三つの道とは、「超越論的現象学を行う異なった方法＝道 *ways of doing* ではなく、超越論的現象学へと入っていくための異なった道＝方法 *ways into* である」にすぎない (Smith 2003, 54)。

れることさえある。

フッサールは、「差し控えること」、「態度決定を妥当性の外に置くこと」、「禁じること」、「働きの外に置くこと」について語りはするが、まさにそれが何を意味するのかについては、われわれは決して教えてもらえない。[...] フッサールは、エポケーが実際に何なのかについて、いくつかの間接的なヒントしか与えてくれない。フッサール自身がエポケーについての積極的な理解をもっていたかどうかということさえ議論の余地がある。⁴

われわれはフッサールがエポケーについての積極的な理解をもっていたと仮定した上で、ここで挙げられているさまざまな比喩的な表現に惑わされないようにするために、エポケーという操作が問題となりうるような文脈を押さえるところから議論を始めることにしよう。われわれの見るところでは、それは、志向性の問題という文脈である。

「何かについてのものである」という意識の志向性が哲学的に興味深くなるひとつの事例として、ある意識ないし心的作用の志向性はその対象の存在／非存在にも対象のカテゴリーの相違にもかかわらずに成立しうる、という事実がある。たとえば思考作用を例にとると、われわれは現実存在する対象についてだけでなく、現実存在するかどうか分からない対象や、かつて存在したが今は存在しない対象についても考えることができる。また、この世界に現実存在しうるような種類の対象だけでなく、ケンタウロスのような虚構の対象や、三角形のような抽象的对象や、丸い四角のような不可能な対象についても考えることができる。そこで、この事実を満足のいく仕方で説明することが志向性理論のひとつの重要な課題となる。その説明の候補としては、これを作用とその対象とのあいだに成り立つ「関係」として説明するというのが考えられるかもしれない。だが、関係とは、通常、関係項の存在を前提するものであるのに対して⁵、いま問題になっている志向性とは作用が志向している対象の存在を前提することなしに成立しうるものである。したがって、志向性を通常の意味での関係と同じ仕方で理解するのは困難である。このような文脈においてであれば、対象の存在に訴えることなく、もっぱら意識の側に備わるものとして志向性を説明するために、エポケーという操作が要請されるということはあることであると思われる。

だが、エポケーをフッサールの超越論的観念論に固有の方法として説明するものとしては、以上のような議論はそのままではまだ不十分なものであると言わざるを

4. Lübecke 1999, 2.

5. たとえば、「xの上にyがある」という関係が成立していることにとって、その関係項が存在していることは本質的である。

えない。というのも、もしエポケーということでは「志向性を説明する際には、当の対象の存在に訴えることはできないし、またしてはならない」ということしか言われていないのだとすると、それは、フッサールが超越論的観念論に傾く以前の『論理学研究』（以下『論研』）においてすでに取りれていた方針となんら変わらないことになってしまうからである⁶。『論研』「第五研究」において、フッサールは次のように言っていた。

現象学的考察にとっては、対象性それ自身は無に等しい。というのも、それは、一般的に言って、作用にとって超越的であるからである。どのような意味でまたいかなる権利でその「存在」を語ろうとそれとは無関係に、あるいはまた、その対象性がレアルであろうとイデアールであろうと、あるいは真実的であろうと可能的であろうと不可能的であろうとそれらとは無関係に、作用は「それに向かっている」のである。(XIX, 427 [§20])⁷

したがって、エポケーという操作がフッサールの超越論的観念論に固有の方法なのだとすると、志向性の問題に定位した上の議論を完全に放棄してエポケーの意義をまったく別のところに求めるか、あるいは、「存在定立を使用しない」ということの基本的な意義に関しては上の議論の筋道を保持しつつさらにそれ以上の何かを求めるか、のいずれかを選択しなければならないように思われる。われわれは、フッサールが自身の超越論的観念論を「構成する志向性そのものを体系的にあらわにすること」(I, 119 [§ 41]) とみなしていたことを踏まえ、後者の道を採用ことにする。そしてその際われわれは、エポケーの「超越論性」という論点が重要であり、それゆえこの点を考慮に入れる必要がある、と考える。

「超越論的」という観念に対するフッサールの比較的明瞭な特徴づけは、「ブリタニカ論文最終稿」における「超越論的な問題」と題された節のなかに見出される。そこにおいて彼はこの観念にふたつの特徴づけを与えている。ひとつは「世界や世界を探究するすべての学問が問いに付される、その普遍性」(IX, 288)であり、もうひとつは『『超越的なもの』の意識相対的な存在の意味 Seinssinn にかかわる』(IX, 289)という性格である。

前者の普遍性という特徴は、『イデー I』において「世界の一般定立」という術

6. フッサールが自身の哲学的立場を表すものとして「超越論的観念論」ないしそれに類する表現を使用し始めるのは 1918 年からであると言われるが (cf. XXXVI, ix)、こうした表現の導入に先立って、現象学的還元の導入やカント研究への集中的な取り組みが行われた 1900 年代後半にはすでにこの立場へと移行していたと考えられる (cf. Kern 1964, 28–33; 植村 2009)。そして、細部に変化はあっても、この立場は晩年に至るまで保持されたと考えられる (cf. Moran 2012, 229)。

7. 『論理学研究』第一版までの時期のフッサールの志向性理論に関しては、富山 2009 を参照されたい。

語によってすでに示唆されていたものであり、後年のテキストにおいてとりわけ明示的に述べられるようになるものである。それによれば、エポケーにおいて問題になるのは、個々の対象の存在定立ではない。そうではなく、個々の対象に定立的にかかわるというわれわれの日常的な実践が可能であるためにわれわれがもっていなければならないような、背景的な信念の集合が問題になる (cf. VI, 152 [Krisis §40])。したがって、超越論的エポケーという操作が必要とされるのは、われわれの日常的な実践を可能にしているこうした背景的な信念の志向性を分析するためであると考えることができる。そして、自然な態度から超越論的な態度への態度変更とは、諸対象へとかかわるというわれわれの通常の態度から、それら諸対象へとかかわるためにわれわれがもっていなければならない背景的な信念をその分析対象とするようなメタレベルの態度への移行である。

そしてここで重要なのは、フッサールは、こうした信念の志向性の分析を、単にわれわれの意識の構造の分析にすぎないとは考えていない、という点である。フッサールは、彼の超越論的観念論のマニフェストである『省察』第41節では次のように言っている。

この観念論は、体系的な自我論的学というかたちで一貫して遂行される、あらゆる可能な認識の主体であるかぎりの私の自我の自己解明にほかならない。それはしかも、自我である私にとって存在者がそれによって意味をもちうるべきであるような、そうしたすべての〈存在者の意味〉に関して遂行される自己解明なのである。[...] それは、自我である私にとっておよそ考えられる〈存在者のすべての類型〉に関して、とりわけ自然、文化、そして世界一般といった（経験を通じて実際にあらかじめ与えられている）[意識を]超越したものに関して、実際の作業のなかで実行される意味の解明なのである。ところで、このことが〔実際に〕意味するのは、構成する志向性そのものを体系的にあらわにすることである。したがって、この観念論の証明は現象学そのものである。志向的な方法や超越論的還元、あるいはその両者がもつこの上なく深い意味を誤解する者だけが、現象学と超越論的観念論を切り離そうとすることができるのである。(I, 118f.)

ここからは、フッサールが自身の観念論を、われわれの志向性を体系的に分析することによって諸対象の意味を解明しようとするものとみなしており、また、この観念論を現象学的還元という方法から不可分なものとみなしている、ということを読み取ることができる。上で確認した「超越論的」という観念の二つ目の規定、すなわち「諸対象の存在の意味にかかわる」が示唆するように、超越論的観念論期のフッサールは、志向性の分析を通じて、さまざまなタイプの対象に関して、それが存在

するとはどのようなことなのかを分析することができると考えるのである。

以上をまとめると、現象学的還元は、われわれが諸対象へとかわる際にもっていなければならない諸信念の志向性を分析することを通じて、諸対象の存在に関する意味を解明することを構成分析に要求する、ということである。では、構成分析はこうした要求にどのような仕方で応じるのか。以下三節にわたってこれを見ていくことにしたい。

2. 構成分析の基本的な図式

構成分析に関する基本的な構図は、『形式的論理学と超越論的論理学』(以下『FTL』)第98節「アプリアリな研究としての構成的研究」において、最も簡潔なかたちで提示されている⁸。なかでも次の一文は、その基本的な発想をきわめて圧縮したかたちで示している。

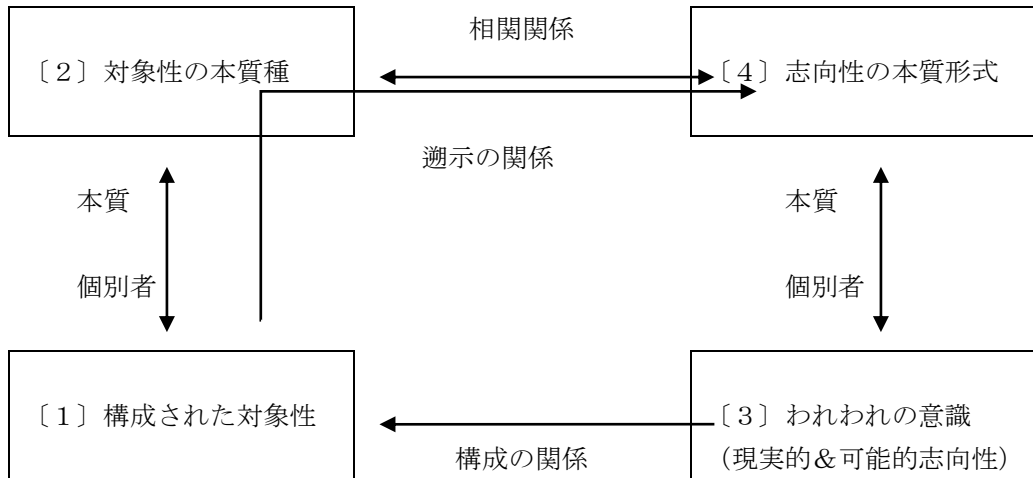
〔1〕 端的に構成されたどの対象性も (たとえばある自然物は)、〔2〕 その本質種 *Wesensart* (たとえば物的事物一般) に対応して、〔3〕 その対象性にとって構成的であるところの多様な現実的および可能的 [...] 志向性の、〔4〕 相関的な本質形式 *Wesensform* を、遡示している。(XVII, 253, 強調はフッサール自身, ナンバリングは引用者)

まず、ここでは四つの項が問題になっていることを確認しておこう。〔1〕 構成された対象性、たとえばある自然物。〔2〕 構成された対象性の本質種、たとえば物的事物一般。〔3〕 その対象性にとって構成的であるところの、多様な現実的および可能的志向性。〔4〕 そうした志向性の本質形式。そして、これら四項の関係は次のようになっている。

- ・〔3〕 は〔1〕 に対して「構成する」ないし「構成的」という関係にある。
- ・〔1〕 と〔2〕、〔3〕 と〔4〕 はそれぞれ個別者-本質の関係にある。
- ・〔2〕 と〔4〕 は相関関係にある。
- ・〔1〕 は〔2〕 に応じて〔4〕 を遡示する。

ここでフッサールが念頭に置いている描像を図示すると次のようになる。

8. 公刊著作のうちくにこの問題圏に直接かわるものとしては、『イデーン I』第四篇、本文中で挙げた第98節を含む『FTL』第二篇第六章、『省察』「第二省察」が挙げられる。以下ではこれらのテキストを適宜参照する。



前節で明らかにされたことにしたがえば、現象学的還元は、構成分析に対して、志向性を分析することを通じて諸対象の存在の意味を解明することを要求するのであった。このことは、この図を用いるならば、〔 3 〕の分析によって〔 2 〕の解明を行うことであると言えるだろう。とはいえ、それはどのようにして可能なのか。ここでのポイントは、次節で示すように、〔 4 〕が、われわれが個々の対象へと志向的にかかわる際に従っていなければならない規範として分析可能であるという点にある。そして、構成分析の課題である〔 2 〕の解明は、第四節で示すように、規範的なものとして理解された〔 4 〕の分析によって可能になる。われわれの解釈をあらかじめ述べておけば、「構成分析」という名の下でフッサールが取り組んでいるのは、諸対象に関して成り立っている本質的な法則を、それらの諸対象についてのわれわれの経験が従わなければならない規範性という観点から分析するというプロジェクトである。

3. 規範的な規則の解明としての構成分析

本節では、フッサールが構成分析ということでは実際どのような分析を行っているのかを見る。まず、「対象の構成」ということでフッサールが一般に念頭に置いて

いるのは、可能な多様な現れにおいて同一の対象へとかわることである。前節の『FTL』第98節からの引用においてフッサールが用いていたのは「ある自然物」という例であったが、ここではそのさらなる具体例として、フッサールもしばしば用いる「一本の樹木」を取り上げてみたい。たとえば、私が目の前にある一本の樹木を見ながらその周りを一周する場面を考えてみよう。そのとき、その都度の見え方の多様な変化を貫いて、樹木という対象がまさに同一のものとして知覚されるはずである。フッサールはこれを「樹木という対象が知覚的に構成される」という仕方と言い表す。構成分析とは、さしあたり、この〈いかにして可能な多様な現れにおいて特定の同一の対象が経験されるのか〉にかかわる分析であると言える。

さて、ここで注意しなければならないのは、この可能な多様な現れにおいて特定の対象へとかわるということにとって、対象と意識のあいだに成り立ちうるような因果的な関係は本質的ではないということである。上で取り上げたのは知覚の場合であったが、今度は想像の場合を考えてみよう。ある一本の樹木を想像し、想像のなかでそれに対する視点を連続的に変化させるとする。その際私は、知覚の場合とは異なり、その樹木の種類や色、形、大きさ、等々に関して、どのように想像しても構わないだろう。だが、そうした点に関してどれだけ自由であるとしても、それが樹木という種類の対象についての想像であるかぎりにおいて、私は当然、その想像の過程を樹木についてのものであるような一定の仕方で行進させなければならないだろう。そのためにはまた、より一般的に言って、物的な対象が一般にそうであるような一定の仕方で行進させなければならないだろう。たとえば、その樹木はつねに特定のパースペクティヴにおいてしか現れず、われわれがそれに対する位置を変えるならば、それに応じてその樹木はその都度新たな側面を呈示するはずである (wenn-so)、といった仕方のように⁹。

このようにして、われわれの体験の過程は、その対象が現実的であるか否かにかかわらず、それが特定の種類の対象についての体験であるかぎりにおいて従っていないなければならないような、一定の規則づけられた仕方をもつ。構成分析において説明されるべきものとは、対象の特定の種類とその種類の対象についての体験の可能な過程とのあいだに成り立つこうした規範的な相関関係である。そして、フッサールは、こうした規範的な関係の分析によって本質ないし形相の次元に属する分析を行うことができると考えている。「形相において生じることが、事実に対して絶対的に越えることのできない規範として機能する」(III/1, 335 [Ideen I §145])。

さてこれまでは樹木を例に議論を進めてきたが、フッサールは、以上のような分析を原理的には対象のあらゆる種類に行うことができると考えている。さし

9. 以上の議論は、『イデー I』第149節におけるケンタウロスに関する議論 (III/1, 346) を、前段落におけるわれわれの樹木の例に合うよう適宜改変したものである。

あたりこの点を前提するならば、上の『FTL』第 98 節からの引用で言われていたことのうち、構成という概念の強い意味で観念論的な意義に直接かかわる部分以外は、すでに理解することができる。すなわち、〈どの対象も、それが属する種に応じて、多様な現実的および可能的志向性の本質形式を遡示する〉ということによって言われているのは、〈どのような種類の対象も、その対象と同じ種類の対象についてのあらゆる経験が従わなければならないような特定の規則を指定している〉ということである。フッサールは『省察』において次のように言っている。

すべての客体、すべての対象一般は、(それが内在的なものであれ、) 超越論的自我の規則構造 *Regelstruktur* を示している。超越論的自我によって表象されたものであるかぎり、どのように意識されたものであろうと、それは、それと同じ〔種類の〕ものについての他の可能な意識の普遍的な規則 *Regel* を示しているのである。そして、ここでいう「可能な」とは、本質に従ってあらかじめ指定された類型性において可能な、という意味である。(I, 90 [§22], 強調引用者; cf. III/1, 330 [Ideen I §142])

構成分析の主題とは、こうした「自我の規則構造」、「意識の普遍的な規則」の解明である。そして、上で挙げた樹木の例が示すように、われわれの意識とは可能な時間的プロセスを含むものであるから、ここでの可能な意識の規則とは、可能な体験過程の規則、可能な経験連関の規則と考えるべきである。そして、フッサールはこうした規則の解明を対象のあらゆる種類に関して行うことができているのだから、構成分析の課題は、理想的には、可能な対象のすべての最低種（フッサールの用語法では「形相的単独態」）に関して、それに対応する体験過程が従わなければならない規則を明らかにすることとなる。とはいえもちろん、対象のすべての種類に関してそうした作業を実際に遂行することは途方もないことであり、事実上不可能な企てでさえある。そして、このことは、フッサール自身も認めるところである。それゆえ、対象のすべての種類に関してそれについての経験連関の規則を解明するという課題は、あくまで「無限の統制的理念」(Ibid.) にとどまらざるをえない。こうして、構成分析の実際の課題は、「すべてを包括する体系的な秩序の統一」(Ibid.) において、より一般的でより基礎的な種類の諸対象にかかわる規則から「段階的に」(Ibid.) 解明していくこととなる。ここで問題になっている「段階性」がどのようなものかをここで立ち入って論じることにはできないが、示唆的に述べておくと、それは、他者という観念をもっていない主体（「独我論的主体」）にとっても（原理的には）アクセスしうるような対象（物的な対象）に関する規則の解明という段階から、他者という観念をもっている主体（「間主観的主体」）にしかアクセスしえないような対象（他者）に関する規則の解明という段階を経て、さらに意図などの高次の概

念も使うことができる主体（「社会的ないし人格的主体」）にしかアクセスしえないような対象（社会的対象、文化的対象）に関する規則の解明という段階へ、というものとなる。構成分析のこの段階性に関しては本稿の最後にもう一度触れることになる。

4. 規則の構成的意義

前節において、構成分析が実際にどのような作業なのかに関する基本的な図式が明らかになった。だが、前節で明らかにされたことは、任意の種類の対象に関して、それと同じ種類の対象へと志向的にかかわる際にわれわれの経験が従っていなければならないような一定の規則があるということではない。そのかぎりでは、この規則はまだ、対象の存在の意味にかかわるというフッサールの意味での超越論的なものにはなっていない。本節では、われわれがこれまで脇に置いてきた規則の「構成的」な意義に目を向けることによって、この規則の解明という作業がまさにある種の観念論的な意義をもつものであることを示したい。

フッサールによれば、可能な経験連関の規則を解明することは、単にわれわれが諸対象へとかかわるために必要な、意識の側での条件を解明することにすぎないのではない。超越論的観念論者としてのフッサールはそこからさらに一步踏み出し、この規則を解明することがまさに諸対象の存在の意味を解明することにほかならないと考える。「われわれにとって、『対象』とはつねに意識の本質連関のための標題である」（III/1, 336 [Ideen I §145]）。

可能な経験連関の規則が対象にとって構成的であるというこの考えは、野球やチェスにおける規則の場合と類比的に考えることで理解しやすくなるように思われる。たとえば、野球においてそのプレイヤーが従わなければならない一連の諸規則とは、その規則から独立してあらかじめ存在しているそのプレイヤーの行動を単に規制するだけのものではない。野球の規則体系とは、まさに野球というゲームを可能にしているものであり、「投球」や「振り逃げ」といった行為は、そうした規則体系の存立を前提してはじめて可能になる。チェスの場合も同様であり、チェスにおいてそのプレイヤーが従わなければならない一連の諸規則の存立が「チェックメイト」という行為を可能にする。ここでのポイントは、こうした規則体系は「投球」や「チェックメイト」といった観念そのものによって構成的であり、これらの観念はこうした規則を離れてはそもそも理解することすらできない、という点にある。

ジョン・サールは『言語行為』において、野球やチェスに典型的に見られるこうした規則を「構成的規則 *constitutive rule*」と呼び、規則から独立してすでに成立して

いる諸活動を規制するにすぎない「統制的規則 *regulative rule*」から区別した¹⁰。われわれは、彼のこの区別と対比することによって、フッサールの論点をより明確にすることを試みたい。サールは両規則を次のように特徴づける。

「[...] 統制的規則は、あらかじめないし独立して存在している行動形態を統制する。たとえば、エチケットに関する沢山の規則が、これら諸規則から独立して存在している個人のあいだの関係を統制する、というように。だが、構成的規則は単に統制するだけではない。それは新たな行動形態を創造ないし定義するのである。たとえば、フットボールやチェスの諸規則は、単にフットボールやチェスをプレイすることを統制するだけではない。それらはいわばそうしたゲームをプレイすることの可能性そのものを創造するのである。フットボールやチェスをプレイするという活動は、適切な諸規則（の少なくとも大部分）に従って行為することによって構成される。[要するに、] 統制的規則とは、既存の活動、すなわち、その存在がこの規則から論理的に独立しているような活動を統制する。[これに対して、] 構成的規則とは、その存在がこの規則に論理的に依存しているような活動を構成（し、また統制）するのである。(33f.)

さて、われわれにとっての問題は、こうした規則は何に対して構成的であるのか、という点にある。

先の引用にも示唆されているように、サールは、規則がそれにとって構成的であるところのものを、基本的にはわれわれの「行動形態 *forms of behavior*」ないし「活動 *activities*」と捉えている。その具体例として彼が念頭に置いているのは、「チェックメイト」や「タッチダウン」である (34)。そして、こうした新たな行動形態にとって規則が構成的であるというのは、先の引用によれば、それが規則に「論理的に依存する」という意味においてである。ここでの論点は、たとえば次のような場合を考えることで明瞭になる (35f., 51f.)。われわれは、アメリカン・フットボールのゲームを、その規則体系から離れても、統計的に見て何らかの諸法則 *laws* が見出されるような、22 人の人間の身体動作として記述することができる。だが、アメリカン・フットボールの規則体系という枠組みにおいてでなければ、それらの行動を「タッチダウン」や「オフサイド」として記述することは不可能であろう。このようにして、構成的規則は、「規則が不在の場合には与えることができないような、行動の特定化 *specification* のための基礎を提供する」(36) という意味で構成的である。だが、このようにして規則が構成的であるのは、われわれの行動に対してだけだろうか。

フッサールは、同様のことがまさに対象についても成り立つと考え、それゆえ経

10. cf. Searle 1969, 33–42, 50–3. 以下、本書への引用・参照指示は、本文中丸括弧内にその頁数のみを示すことによって行う。

験連関の規則体系を分析することによって対象の意味を解明することができると考える。このことを、将棋の駒のひとつである「歩兵」（これはもちろんわれわれの行動ではない）を例に考えてみよう。駒「歩兵」は、それがひとつの木片であるかぎりにおいて、われわれがそれに対する視点を変えればそれに応じて新たな側面を呈示するはずであり、それへと手を伸ばせば抵抗してくるはずであり、……、といった仕方では、それについてのわれわれの可能な経験連関の一定の規則をあらかじめ指定している。だが、駒「歩兵」は、それがひとつの将棋の駒であるかぎりにおいて、それについての可能な経験のためのさらに別の規則も指定している。その規則は、主体（棋士）はそれを一マス前に動かすことはできるが、それ以上のマス数やそれ以外の方向へは動かすことはできず、……、といったものとなるだろう。ここで重要なのは、駒「歩兵」が主体に対してこのような規則を指定するという点によって、それが特定の形をしていること（たとえば五角形であること）や、特定の素材からできていること（たとえば木製であること）などは本質的な関連性をもっていない、という点である。というのも、一方で、五角形の木片の代わりに、たとえば特定の動物の形をした象牙を駒「歩兵」として用いることは可能であるし、また他方で、ある駒「歩兵」と同じ五角形の木片を用いて、たとえばドミノ倒しのような別のゲームをすることも可能だからである（この場合、その木片は立てた状態で並べるべき物となるだろう）。駒「歩兵」がそれに固有の規則を示すということは、駒という物がそれ自体でもっている何らかの性質に由来することではなく、むしろ将棋においてその主体が従わなければならない規則体系に依存することである。主体の可能な経験を規制する規則は、主体をしかじかの仕方では規制することを通じて、その経験の対象の意味にとっても構成的なものとなるのである¹¹。

とはいえ、以上のような議論はおそらくサルも同意することができるものと思われる。というのも、彼は基本的には規則がわれわれの行動形態にとって構成的であるという仕方では議論を進めているものの、終盤において一度だけ、5ドル札にとって貨幣制度が構成的であるという例を議論することなく持ち出しているからである（51）。だが、そうだとすると、フッサールとサールのあいだに真の相違とでも言えるようなものはないのだろうか。

11. 以上のように、将棋をフッサールの「経験連関」や「意識」の例として用いることに關しては異論があるかもしれない。だが、『イデーニ I』のなかで明確に述べられているように、フッサールのコギト概念とは、「行為 Handeln」をも含む概念である（III/1, 59, 188, 220 [§§28, 84, 95]）。『イデーニ II』ではより直截的に「私は投擲する ich stoße」や「私は踊る ich tanze」がコギトの例として挙げられている（IV, 218 [Ideen II §55]）。「私は歩く ambulo」を「思うこと cogitatio」の一例に数え入れるデカルト解釈の場合も同様であると思われるが（cf. 『哲学原理』 I. 9; AT VIII-1, 7f.）、哲学におけるテクニカルタームとしての意識（やそれに類する概念）の規定に関して、われわれの「常識」を安易に持ち込むことには慎重であらねばならない。この点に関しては、中畑 2013 も参照されたい。

ここで次の問いを手がかりに、両者の相違を考えてみよう。すなわち、いま問題になっている規則体系の身分とはどのようなものか。ここで範例になっているのがアメリカン・フットボールや将棋であるということから示唆されるように、それは単に社会的・制度的なものにすぎないのだろうか、と。サールはこの問いに対して間違いなく肯定的に答える。というのも彼は、規則体系によって可能となるものをまさに「制度的事実 *institutional fact*」と呼び、それを「生まの事実 *brute fact*」から区別しているからである。彼によれば、両者の相違点は、前者が「人間的制度の存在」つまり「構成的規則の体系」を前提するのに対して、後者はそれを前提しない、という点にある (51)。先のアメリカン・フットボールの例で言えば、「タッチダウン」として記述される行動が前者、ある人間が特定のエリアに楕円形の事物を持ち込むという仕方で記述されるような動作が後者、ということになるだろう。

その成立にとって規則体系という枠組みが構成的な対象とは異なった、生まの対象という観念を想定するまさにこの点に、規則の構成的意義をめぐるフッサールとサールのあいだの決定的な相違がある。というのも、サールが事物のような対象を生まの対象とみなすのに対して、フッサールはそのような対象にとってさえも規則が構成的であると考えからである。『Ideas II』において、フッサールは次のように言っている。

事物とは可能な諸現出の規則である。このことはすなわち、事物とは、規則づけられつつ相属する諸現出の多様の統一としてのレアリテートである、という意味である。(IV, 86 [Ideas II §18g])

このようにフッサールは、事物一般をも含めたあらゆる種類の対象の意味に関して、より精確に言えば、事物一般のようなきわめて一般的で基礎的な種類の対象を範例としつつあらゆる種類の対象の意味に関して、その成立を可能にする規則体系の存立を認める。将棋の駒の例を再び用いるならば、ある同一のものがその規則体系に応じて将棋の駒として記述されたりドミノ牌として記述される際に、それが「ある同一のもの」の異なった記述と言えるためには、「ある同一のもの」、すなわちひとつの事物という観念が前提されなければならない。フッサールが、事物をも含めたあらゆる種類の対象に関してその成立を可能にしている規則体系の存立を認めるのは、まさにこの同一の事物という観念を確保するためである。ここでは、同一の事物に関する構成的規則を把握していることなしには世界内の或るものを事物として経験することができないということが問題になっているのではない。そうではなく、事物に関するそうした規則の先行的な理解なしには、世界内のものに関してそもそも「或るもの、何か *Etwas*」と言うことさえできない、ということである。そして、事物一般に関するこうした規則を知っていること、事物という観念をもっているこ

とは、われわれが自然な生活を営むための要件となる。「われわれは[...] まず事物一般を見ることを学ばなければならないだろう」(I, 112 [CM 112])。かくして、われわれの解釈では、世界の一般定立ということによって言われていた、それゆえ現象学的還元の対象となる、われわれの日常的な実践の前提をなす普遍的な信念とは、事物一般に関するこうした規則をはじめとした諸規則の体系のことであると理解することができる。

さて、最後に付け加えておかなければならないが、このように社会的な対象と同様に事物一般に関してもそれにとって構成的な規則があると考えすることは、自然的な対象と社会的な対象とのあいだの一切の区別を否定することを含意するわけではない。自然的な対象と社会的な対象の関係をどのように規定するかという問題はそれ自体きわめて大きな問題であり、それゆえここで簡単に片づけられるようなものではないが、われわれが上で描いたような立場を採っても両者を区別できなくなるわけではないということくらいはここで示しておく必要があるだろう¹²。われわれの見るところでは、自然的な対象と社会的な対象の区別を、規則に依存的でない対象と依存的な対象の区別として考えるのではなく、構成的な規則の内部での区別、規則の種類に関する区別と考える、というのがフッサールの基本的な方針である。そして、ある対象の構成的規則とはその対象についての経験の規則であったのだから、自然的な対象と社会的対象のいずれの場合にも、その規則の規定のなかにはそれについての経験主体への言及が入ってくることになる。すなわち、自然的な対象とは、他者の観念をもっていないような主体でも（原理的には）従うことのできる規則がその構成的規則であるような対象であり、社会的対象とは、意図などの高次の概念をもっていなければ従うことのできないような規則がその構成的規則であるような対象である。この点に関してはさらに立ち入った検討が必要であるが、さしあたりここでは、われわれの解釈が自然的な対象と社会的対象の区別の否定を含意するわけではないという点だけで十分である。

結

われわれは、現象学的還元と構成の問題の相互関係を説明することを通じて、フッサールの超越論的観念論の基本的な構図を描くことを試みてきた。最後に、フッサールの用語法における「構成」概念の二義性を指摘することによって、本稿の成果を別の角度から整理することを試みたい。フッサールの構成概念は通常、個別的な対

12. 本稿のアドバイザーを務めていただいた植村玄輝氏のコメントによって、ここでこの問題に対処しておくことの必要性に気づかされた。記して感謝する。

象に関して用いられる概念であると理解されている。その典型的な用法は、「一本の樹木が知覚的に構成される」といったものであろう。われわれ自身も上でそのように述べた。だが、フッサールは個別的な対象に関してだけでなく、その本質に関しても「構成」を語る。たとえば、「超越論的意識における、事物という領域の対象性の一般的『構成』」や、『事物一般の現象学的構成』(III/1, 344 [Ideen I §149])と言われる際の「構成」がそれである。われわれは前者の意味での構成を「対象構成」、後者の意味での構成を「本質構成」と呼ぶことにしよう。本質構成とは、フッサールが「構成分析」という名の下で行っていること、すなわち、対象構成においてわれわれの経験が従っていなければならない規則を解明することにほかならない。フッサールにおいて本質とは、多くの箇所でも前提として用いられているように見えるものの¹³、構成分析という仕方において具体的に分析されるものなのである。

以上より、フッサールの超越論的観念論とは、われわれが諸対象へとかかわる際にわれわれの経験が従っていなければならない規則を分析することを通じて、諸対象の本質を解明するというプロジェクトであると言うことができる。もともと、われわれはここでフッサールの超越論的観念論の基本的構図とでも呼びうるものを粗描したにすぎない。彼の超越論的観念論の他の重要な側面がまだいくつも触れられることすらないままに残っている。これらに関しては別の機会に改めて論じることにしたい¹⁴。

参考文献

- Husserl, E. (1950ff.): *Husserliana Gesammelte Werke*, The Hague: Nijhof/ Kluwer/Springer.
- Descartes, R. (1644): *Principia Philosophicae, Œuvres complètes de Decartes* vol. VIII-1, eds. Ch. Adam & P. Tannery, Paris: Vrin, 1996. (山田・吉田・久保田・岩佐訳『哲学原理』, 筑摩書房, 2009年) [=AT VIII-1]
- Drummond, J. (1975): “Husserl on the Ways to the Performance of the Reduction,” *Man and World* 8, 47–69.
- Kern, I. (1962): “Die drei Wege zur transzendental-phänomenologischen Reduktion in der Philosophie Edmund Husserls,” in *Tijdschrift voor Filosofie* 24, 303–49; reprinted in Kern 1964, 194–239.
- (1964): *Husserl und Kant*, The Hague: Nijhoff.

13. そのような箇所の典型としては、『イデー I』第一篇（とくに第一章）が挙げられる。

14. フッサールの超越論的観念論のひとつの特徴である「物自体の拒絶」に関しては、アリソンによって解釈されたカントとの対比の下で、松井 forthcoming において論じた。

- Lübcke, P. (1999): “A Semantic Interpretation of Husserl’s Epoché,” in *Synthese* 118, 1–12.
- Moran, D. (2012): *Husserl’s Crisis of the European Sciences and Transcendental Phenomenology: An Introduction*, Cambridge UP.
- Searle, J. (1969): *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge UP. (坂本百大・土屋俊訳『言語行為——言語哲学への試論』, 勁草書房, 1986 年)
- Smith, A. D. (2003): *Husserl and the Cartesian Meditations*, Routledge.
- 植村玄輝 (2009) : 「形而上学における志向性的方法——フッサールの『意味の理論講義』(1908) の意義」, 『現象学年報』 25, 89–97 頁.
- 富山豊 (2009) : 「フッサール初期志向性理論における「志向的对象」の位置」, 『フッサール研究』 7, フッサール研究会編, 電子ジャーナル, 61–72 頁.
- 中畑正志 (2013) : 「見ていることを感覚する——共通の感覚、内的感覚、そして意識」, 『哲學』 64, 日本哲学会編, 78–102 頁.
- 松井隆明 (forthcoming) : 「フッサールとアリソン流カント——超越論的観念論と物自体の問題」, 『論集』 33, 東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室編.